

議案第18号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の項の表第2号の項中「住民票」の次に「又は除票」を、「附票」の次に「又は戸籍の附票の除票」を加え、同表第3号の項を次のように改める。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード	1枚	800	
---	----	-----	--

<p>の変更により返納 した場合又は国外 への転出により返 納した場合の再交 付を除く。)</p>			
---	--	--	--

別表建築関係手数料の項の表第50号の項第1号中「次に掲げる区分に応じた」を「一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した」に改め、同表第51号の項第1号中「次に掲げる区分に応じた」を「一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した」に改め、同号ア(ア)中「一戸建て住宅」を「計画の認定を受けた一戸建て住宅」に改め、同号ア(ウ)中「及び(イ)」を「から(エ)まで」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(オ)とし、同号ア(オ)の前に次のように加える。

(エ) 新たに追加する共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額

別表建築関係手数料の項の表第51号の項第1号ア(イ)中「共同住宅等」を「計画の認定を受けた共同住宅等」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 新たに追加する一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規定する金額

別表建築関係手数料の項の表第51号の項第1号イ(ア)中「一戸建て住宅」を「計画の認定を受けた一戸建て住宅」に改め、同号イ(ウ)中「及び(イ)」を「から(エ)まで」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(オ)とし、同号イ(オ)の前に次のように加える。

(エ) 新たに追加する共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額

別表建築関係手数料の項の表第51号の項第1号イ(イ)中「共同住宅等」を「計画の認定を受けた共同住宅等」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 新たに追加する一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(ア)に規定する金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料の項の表第3号の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、関係する手数料を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第18号参考資料

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料				別表（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・個人番号関係手数料			
手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額（円）	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 住民基本台帳法 （昭和42年法律第81号）に基づく				(2) 住民基本台帳法 （昭和42年法律第81号）に基づく			
ア 住民票の写しの交付	1件	200		ア 住民票又は除票の写しの交付	1件	200	
イ 戸籍の附票の写しの交付	1件	200		イ 戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1件	200	
ウ 住民票の記載事項に関する証明	1件	200		ウ 住民票又は除票の記載事項に関する証明	1件	200	
エ (略)	(略)	(略)	(略)	エ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</u> に				(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</u> に	<u>1枚</u>	<u>800</u>	

<p>関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく</p>	1枚	500	<p>関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。）</p>		
<p>ア 通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。）</p>	1枚	800			
<p>イ 個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場</p>					

合又は国外への転出
により返納した場合
の再交付を除く。)

(表略)

建築関係手数料

(表略)

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(略)	(略)	
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 <u>次に掲げる区分に応じた金額</u> ア・イ (略) (2) (略)	
(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 <u>次に掲げる区分に応じた金額</u>	

(表略)

建築関係手数料

(表略)

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(略)	(略)	
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 <u>一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額</u> ア・イ (略) (2) (略)	
(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 <u>一の建築物ごとに次に掲げる区</u>	

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合

(ア) 一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額
a～d (略)

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する旨を証する書類の添付があった場合

(ア) 計画の認定を受けた一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 新たに追加する一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(ア)に規定する金額

(ウ) 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する共同住宅等に係る申請 申請1件につき前項第1号ア(イ)に規定する金額

(オ) 一の建築物全体に係る申請 ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからdまでに掲げる金額を合計した金額
a～d (略)

イ ア以外の場合

(ア) 計画の認定を受けた一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき前項第1号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

	<p>(イ) <u>共同住宅等に係る申請</u> 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) <u>一の建築物全体に係る申請</u> ((ア)及び(イ)に掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)

(表略)

	<p>(イ) <u>新たに追加する一戸建て住宅に係る申請</u> 申請1件につき前項第1号イ(ア)に規定する金額</p> <p>(ウ) <u>計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請</u> 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) <u>新たに追加する共同住宅等に係る申請</u> 申請1件につき前項第1号イ(イ)に規定する金額</p> <p>(オ) <u>一の建築物全体に係る申請</u> ((ア)から(エ)までに掲げる申請を除く。) 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額</p> <p>a～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)

(表略)